

令和2年度

事業計画

人間を救うのは、人間だ。

(2020年赤十字運動標語)



日本赤十字社 秋田県支部
Japanese Red Cross Society

目 次

1. 赤十字運動の推進	-----	1
2. 赤十字思想普及等広報活動の強化	-----	1
3. 災害救護活動の強化	-----	2
4. 赤十字講習の普及	-----	3
5. 赤十字奉仕団等の育成	-----	4
6. 青少年赤十字（J R C）の育成	-----	6
7. 国際活動	-----	7
[参考：令和2年度一般会計歳入歳出予算(秋田県支部)]	----	8
8. 医療事業（秋田赤十字病院）	-----	9
9. 血液事業（秋田県赤十字血液センター）	-----	10
10. 社会福祉事業（秋田赤十字乳児院）	-----	11
11. 評議員会の開催・監査等の実施	-----	12
参考資料		
別紙1 会員数・活動資金額の目標数	-----	13
別紙2 視聴覚教材一覧	-----	14
別紙3 防災セミナー及び赤十字講習一覧	-----	15

1. 赤十字運動の推進

社員（会員）をもって組織するという日本赤十字社法の趣旨に基づき、地区・分区の協賛委員、地域赤十字奉仕団などの理解と協力を得ながら、価値観の多様化する社会にあっても、普遍の「人道」を基調とする赤十字思想の普及と財政基盤の強化を目的に、「赤十字運動」を推進する。

- (1) 目標会員数(協力会員含む)及び目標活動資金額を設定し、その達成に努める。
(別紙1 会員数・活動資金額の目標数)
- (2) 活動資金未協力法人に対し赤十字事業の周知に努め、活動資金への協力を働きかける。
- (3) 地区・分区における赤十字運動の円滑な推進を図るため、次の会議、研修会を開催する。
 - ア．日赤地区・分区事務担当者会議
 - イ．日赤地区・分区新任事務担当者研修会
- (4) 地区・分区における赤十字事業の実態を調査する。

2. 赤十字思想普及等広報活動の強化

県民への赤十字活動の周知を図るとともに、理解と協力が得られるよう次のことを重点に実施する。

- (1) 赤十字月間イベントの開催等
 - 5月は赤十字運動月間であり、日本赤十字社では全国一斉に様々なイベントを実施している。秋田県支部においても会員増強と赤十字事業の周知を図るため、次によりPRを図る。
 - ア．赤十字キッズタウン2020
 - 期日 令和2年5月24日（日）
 - 会場 日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学
 - 内容 赤十字の仕事体験（4歳～12歳を対象）・炊き出し体験など
 - イ．赤十字レッドライトアップ
 - 期日 令和2年5月中
 - 場所 ポートタワーセリオン
 - 内容 赤十字をイメージした赤と白のライトアップを実施する。
- (2) マスコミを通じての広報
 - 5月を中心に、本社並びに秋田県支部作製のテレビCM・ラジオCM等で事業紹介並びに活動資金募集の周知を図る。
- (3) 広報紙等の配布
 - 本社発行の赤十字NEWSに、支部・施設の活動状況の情報を提供するとともに、支部として毎戸チラシや支部機関紙「赤十字秋田」を発行し、広く県民に赤十字の活動等を紹介する。

赤十字NEWS	(月 1 回本社発行)	年間	28,400部
パンフレット	(年 1 回本社発行)		30,000部
通年用ポスター	(年 1 回本社発行)		3,750部
毎戸チラシ	(年 1 回支部発行)		369,000部
支部機関紙「赤十字秋田」	(年 2 回支部発行)	年間	106,000部

(4) 広報資材の活用

映画「別れの乳房～97歳赤十字従軍看護婦の証言」の地区・分区や地域でのイベント、研修等への活用を推進するとともに、「赤十字この一年」などの支部所有のDVD、事業紹介パネル等を関係機関へ貸出すことで赤十字活動の広報に努める。

(別紙2 視聴覚教材一覧)

(5) 事業等を通じての広報

ア. 救急法等の講習や、支部主催の諸会議、研修会を通じて赤十字思想の普及を図るとともに、会員制度などの広報に努める。

イ. 地区・分区が開催する協議会・研修会などに職員が出席して、赤十字活動の周知に努める。また、地区・分区と共催してのイベントなどの開催に努める。

(6) インターネットの活用

インターネットを活用し、ホームページ上でタイムリーな情報を県民に提供する。

メールアドレス info@akita.jrc.or.jp (代表)

ホームページ <http://www.akita.jrc.or.jp>

3. 災害救護活動の強化

災害の被災者に温かい愛の手を差し延べる災害救護活動は、赤十字本来の使命に根ざした重要な活動である。県内における各種災害をはじめ、近年増加傾向にある大規模広域災害に対しても、的確な救護活動を展開し得る救護体制の充実強化に努める。

(1) 救護班の編成・派遣

赤十字の使命と災害救助法の任務を果たすため、7名編成の医療救護班を秋田赤十字病院に9個班常置して災害発生時の救護活動に備える。

(2) 救護看護師の養成

災害救護現場で対応できる資質の高い看護師を養成するため、日本赤十字秋田看護大学の学生に対して、救急法等講習教材を贈与し、赤十字講習を実施する。

(3) 救護員としての赤十字看護師研修

災害時において救護員としての立場と役割を理解し行動できる救護員を養成するため、秋田赤十字病院に勤務する看護師を対象に研修を実施する。

(4) 救護訓練

ア. 災害派遣医療チーム(DMAT)研修及び全国赤十字救護班研修等各種研修に救護員を派遣し、災害急性期の救護活動が的確に実施できるよう訓練する。

- イ．県や市などが主催する防災訓練等に積極的に救護班を派遣して訓練する。
- ウ．「災害時のこころのケア」等について、救護班員に対し研修を実施する。
- エ．日赤第1ブロック（北海道・東北6県）支部による合同災害救護訓練（岩手県で開催）に救護班・連絡調整員等を派遣して訓練する。

（５）救護資機材の整備

- ア．災害救援車3台、AED5台、移動炊飯器5台、発電機5台、ワンタッチテント8張を市町村へ寄贈配備する。
- イ．業務用無線機（新規格対応・車載）、DMAT用グローブ・肘当・膝当等の救護班装備を整備する。

（６）救援物資の備蓄

災害被災者に贈る救援物資として、毛布及び緊急セットを備蓄する。救援物資を被災者に贈る基準は災害救援物資取扱要綱に基づく。

（７）災害見舞金の交付

災害被災世帯に対し、災害見舞金交付要綱に基づき災害見舞金を交付する。

（８）公的行事等における救護

県内で行われる福祉関係機関等の全県規模の公的行事等に、要請に応じて医師、看護師、関係職員を派遣し、参加者の救護に寄与する。

（９）防災ボランティアの育成

奉仕団、登録防災ボランティアに対して、災害時に適切な活動が実施できるよう、災害時のボランティア活動に関する意識の啓発と技術の習得を目的に研修を行い、育成に努める。

（10）災害対策活動

赤十字の活動に対し更なる理解を深めていただくとともに、災害に対する意識や発生時における対処方法、応急手当の知識技術などを地域住民に普及することにより、災害時の被害の拡大を防ぎ、地域社会の災害対策の一助となるよう「赤十字防災セミナー」を開催する。

（別紙3 防災セミナー及び赤十字講習一覧）

4. 赤十字講習の普及

救急法等の講習会は、地域赤十字奉仕団をはじめ社会福祉協議会、町内会や自主防災組織、学校、企業等の活動としても取り上げられ、毎年多くの開催希望がある。支部職員のほか指導員有資格者の協力を得て、要請に応えるよう努める。

（１）救急法講習

心肺蘇生やAEDの使用法を含む一次救命処置（BLS）・包帯法や固定法・搬送法など、医療を受ける前の正しい救命・応急手当と事故防止の知識を内容とするこの講習会は、基礎講習（4時間）、救急員養成講習（10時間）、短期講習（希望時間）とも、

年間を通じて積極的に呼びかけをしてその普及に努める。

特に、小・中・高等学校の授業単元に合わせて開催できる短期講習を「児童・生徒のための救命手当短時間プログラム」と題し、学校教育の中での普及に努める。

さらに、講習普及の充実と拡大のため、指導員養成講習（30時間）を開催する。

（2）健康生活支援講習

健康増進・介護予防に関する内容、地域で行う高齢者生活支援活動に関する内容及び家庭内で行う介護に関する知識、技術を紹介するこの講習会は、支援員養成講習（12時間）、短期講習（希望時間）とも、年間を通じて積極的に呼びかけをしてその普及に努める。

特に、高齢者の避難所生活に焦点をあてた「災害時高齢者生活支援講習」（2時間）への参加を積極的に呼びかけをしてその普及に努める。

（3）水上安全法講習

溺れた人の救助法・心肺蘇生及び水の事故を防ぐための知識や技術などを内容とするこの講習会は、救助員Ⅰ養成講習（14時間）、短期講習（希望時間）とも積極的に呼びかけをしてその普及に努める。

また、青少年赤十字加盟校に対し、「青少年赤十字指導案」として提示している「着衣泳教室」を短期講習として開催し、その普及に努める。

（4）幼児安全法講習

こどもの成長と発達・事故と病気・看病の仕方・心肺蘇生・AEDを用いた除細動・気道異物除去など救命・応急手当等を内容とするこの講習会は、支援員養成講習（12時間）、短期講習（希望時間）とも、年間を通して積極的に呼びかけをしてその普及に努める。

（5）雪上安全法講習

スキーなどを安全に行うための応急手当を含めた具体的な知識や技術を内容とするこの講習会は、救助員Ⅰ養成講習（7時間）、短期講習（希望時間）とも積極的に呼びかけをしてその普及に努める。

5. 赤十字奉仕団等の育成

日本赤十字社は、赤十字の基本理念に基づいて行動する多数のボランティアによりその事業活動が支えられている。

市町村の区域によって結成されている地域赤十字奉仕団及び青年並びに特殊技能者のグループで組織する特別赤十字奉仕団が、赤十字事業の推進、ひいては地域福祉の向上に貢献できるようその活動を援助する。

（1）各種会議・研修会の開催及び派遣

ア．赤十字奉仕団委員長会議

イ．赤十字奉仕団リーダーシップ研修会

- ・全県の各地域奉仕団や各特別奉仕団の団員の参加を得て、1泊2泊の研修会を開催する。

ウ．会議への派遣

- ・本社主催の中央委員会に支部委員会委員長を派遣する。

(2) 地域奉仕団

会員増強や献血推進をはじめとする赤十字独自の事業はもとより、全県にわたって各種奉仕活動を展開し、地域貢献している地域奉仕団の資質の向上及び活動の充実に努める。

単位奉仕団研修

- ・奉仕団が独自に計画・実施する研修会等に、要請に応じて講師を派遣するなど必要な援助を行う。

(3) 青年奉仕団

勤労青年や大学生により構成され、創造性と行動力に富む性格から、赤十字事業の実行隊的な役割を期待される青年奉仕団の資質の向上及び活動の充実に努めるとともに、将来の赤十字を担う人材の養成に努める。

ア．リーダーシップ研修会

- ・次期役員候補者を対象に研修会を実施し、リーダーの育成を図る。

イ．会議・研修会への派遣

- ・日赤第1ブロック協議会に団員を派遣する。(福島県で開催)

(4) 点訳奉仕団

盲人用点字本の作成及び点訳知識の普及等を活動の中心にしている点訳奉仕団に対して、初心者対象の点訳講習会の開催や、JRC加盟校での児童対象の点訳講習会、団員研修会などに必要な援助を行う。

(5) 芸能奉仕団

県内の芸能人等で組織する芸能奉仕団に対して、奉仕活動依頼先との連絡調整や団が主催して開催する「愛の芸能祭」に必要な援助を行う。

(6) アマチュア無線奉仕団

アマチュア無線有資格者で組織するアマチュア無線奉仕団に対して、災害時の活動に備えて県内で行う各種訓練への参加を求めるほか、県内外との通信訓練、その他団の運営に必要な援助を行う。

(7) 水上安全法奉仕団

水上安全法指導員で組織する水上安全法奉仕団に対して、講習会の講師として協力を求めるとともに、技術研修を行い資質の向上に努める。また、団の計画する社会活動に必要な援助を行う。

(8) 救急法奉仕団

救急法指導員で組織する救急法奉仕団に対して、講習会の講師として協力を求めるとともに、技術研修を行い資質の向上に努める。また、団の計画する社会活動に必要な援助を行う。

(9) 災害救護奉仕団

防災ボランティアで組織する災害救護奉仕団に対して、災害時の活動に備えて県内で行う各種訓練への参加を求めるほか、団の計画する活動に必要な援助を行う。

(10) 青少年赤十字賛助奉仕団

青少年赤十字加盟校の指導者であった退職者等有志で組織する青少年赤十字賛助奉仕団に対して、青少年赤十字への加盟促進等について協力を求めるほか、団の計画する活動に必要な援助を行う。

会議への派遣等

- ・本社主催の青少年赤十字賛助奉仕団総会へ団員を派遣する。
- ・日赤第1ブロック主催の青少年赤十字賛助奉仕団会議への参加を支援する。

(11) 赤十字有功会

赤十字有功章受章者の有志により組織されている「秋田県赤十字有功会」の事務局として、会の円滑な運営と活動の推進に努める。

6. 青少年赤十字（JRC）の育成

青少年赤十字は、青少年が赤十字の精神に基づいて、世界の平和と福祉に貢献できる望ましい人格と精神を形成することを目的に、教師等を指導者として学校（幼稚園・保育園を含む）に組織されているものである。青少年赤十字活動の充実強化のため、関係者の協力、支援を得て次の活動を推進する。

(1) 各種会議・研修会の開催

- ア. 青少年赤十字指導者協議会理事会
- イ. 青少年赤十字指導者協議会幹事会
- ウ. 青少年赤十字指導者研修会
- エ. 青少年赤十字リーダーシップ・トレーニング・センター（中高生対象）
- オ. 青少年赤十字一日リーダーシップ・トレーニング・センター（小学生対象）

(2) 加盟校並びにメンバーの増強に努めるとともに、活動の質的な向上を図り赤十字精神の理解と高揚に努める。

(3) 地区指導者協議会組織の充実強化を図るとともに、それぞれの地区における活動が一層活発になるよう支援、援助を行う。

(4) 会議等への派遣

- ・全国指導者協議会総会へ指導者協議会長を派遣する。
- ・青少年赤十字トレーニング・センター指導者養成講習会へ指導者を派遣する。
- ・日赤第1ブロック青少年赤十字指導者研究会へ指導者を派遣する。
- ・青少年赤十字中央講習会へ指導者を派遣する。
- ・指導主事対象青少年赤十字研究会へ指導主事を派遣する。
- ・青少年赤十字スタディー・センターへ高校生メンバーを派遣する。

- (5) 青少年赤十字活動の充実振興に資することを目指し、研究推進校を委嘱するとともに、研究の成果を活かし、魅力ある活動の推進を支援する。
- (6) 「健康安全プログラム」講習の実施を積極的に呼びかけ、各地区での開催を目指す。
- (7) 青少年赤十字海外支援事業（青少年赤十字活動資金を使用した国際支援事業）への理解・啓発を図るとともに、「国際理解・親善」に結びついた活動を推進するよう、積極的に取り組んでいく。
- (8) 高等学校青少年赤十字協議会（全県の加盟高校生グループの連絡組織）活動の充実強化を図るため、積極的に指導、助言、援助を行う。
- (9) 青少年赤十字を総合的な学習の時間等で活用していただくため、取り組みに対して、プログラム等参考資料を提供するとともに、教材の研究、開発を積極的に支援する。
- (10) 青少年赤十字防災教育プログラム推進への援助を行う。

7. 国際活動

日本赤十字社が実施する国際救援及び開発協力の諸活動に、秋田県支部では次のとおり参加する。

- (1) 救急法普及支援事業（東ティモール・ラオス）

自然災害の多発や都市部での交通事故が頻発しているアジア・大洋州地域において、住民に「いのち」を守る知識と技術を身に付けていただくため東ティモール・ラオス赤十字社が実施する救急法普及事業への支援を、日赤第1ブロック支部合同の国際活動として実施する。

- (2) 青少年赤十字海外支援事業（ネパール、バヌアツ）

日本の青少年赤十字メンバーの奉仕精神を醸成し、姉妹赤十字・赤新月社の青少年赤十字メンバーが生活する社会の問題について理解を深め、その解決に向けた取り組みを促す機会を提供するため、次の事業への支援を日赤第1ブロック支部合同の国際活動として実施する。

ア. ネパール「学校、コミュニティーにおける水衛生環境の改善」

イ. バヌアツ「子どもたちの防災意識の向上・学校における災害リスク軽減」

- (3) 国際活動への要員派遣

日本赤十字社が、国際赤十字からの要請に基づき実施する国際活動（緊急救援、開発協力、復興支援その他）へ、登録している国際救援・開発協力要員を積極的に派遣する。

[参考：令和２年度一般会計歳入歳出予算（秋田県支部）]

歳入

単位：千円

科 目	令和２年度	令和元年度	適 用
社資収入	165,100	166,750	
一般社資収入	147,100	148,750	個人からの活動資金収入
法人社資収入	18,000	18,000	法人からの活動資金収入
委託金等収入	330	330	赤十字講習会委託金収入
補助金及び 交付金収入	1,023	1,169	本社からの管理経費調整交付金
繰入金収入	2,546	0	特別退職金積立留保金繰入金収入
雑収入	4,030	4,380	赤十字講習会等負担金収入
前年度繰越金	11,351	4,126	前年度繰越金
合 計	184,380	176,755	

歳出

単位：千円

科 目	令和２年度	令和元年度	適 用
災害救護事業費	21,500	25,057	災害救護訓練費、災害救護装備整備費 災害見舞金
社会活動費	37,431	36,724	各種講習普及費、赤十字奉仕団育成費 青少年赤十字育成費
国際活動費	713	652	国際開発協力事業費
指定事業地方振興費	3,000	3,000	地区分区配備資器材整備費
地区分区交付金支出	24,089	24,378	地区分区事務費・事業費交付金
社業振興費	28,375	26,970	社資募集及び会員管理費等 広報活動費
基盤整備交付金 ・補助金支出	30	30	赤十字同方会交付金
積立金支出	13,061	5,439	災害等資金・施設整備準備資金積立金 退職給与資金特別会計積立金
総務管理費	28,785	27,536	評議員会運営費、総務費、業務費 社会保険料等
資産取得及び 資産管理費	2,009	1,909	施設維持費
本社送納金支出	23,265	23,513	本社送納金
予備費	2,122	1,547	予備費
合 計	184,380	176,755	

※赤十字病院、血液センター、社会福祉施設ではそれぞれの特別会計の中で運営しています。

8. 医療事業(秋田赤十字病院)

(1) 指針

秋田県の中核病院として高度で安全な医療の提供に努めるとともに、赤十字の使命である災害医療救護にも積極的に取り組み、地域との厚い信頼関係を築く。

(2) 具体的施策

ア. 質の高い医療の提供

(ア) 秋田県の政策医療への取り組み強化

- ・救命救急センターの充実
- ・ドクターヘリ運航体制の充実
- ・総合周産期母子医療センターの充実
- ・神経病センターの充実

(イ) 地域医療支援病院としての機能強化

- ・地域医療連携の推進
- ・地域の医療従事者に対する研修の推進

(ウ) がん診療への取り組み強化

- ・地域がん診療連携拠点病院としての機能充実

(エ) 院内センターの充実

- ・消化器病、腎、人工関節、超音波、めまい等、各センターの充実
- ・患者支援センター機能の充実

(オ) 健診事業の推進

- ・疾病予防・受診喚起等の活動強化

イ. 災害医療救護体制の充実

(ア) 多数傷病者受入訓練等の定期的な実施

(イ) 各種医療救護訓練への計画的な人員の派遣

ウ. 病院経営の健全化

(ア) 収入の確保

- ・救急医療体制、地域医療連携強化による新入院患者の確保
- ・紹介率、逆紹介率の向上
- ・病床の効率的運用

(イ) 支出の削減

- ・後発医薬品の導入促進
- ・診療材料、消耗品等の適正使用と在庫管理
- ・委託業務内容の最適化（契約内容、業者選定など）
- ・適正な人員配置

(ウ) 人材の確保

- ・不足している麻酔科医、放射線科医、救急科医等の確保

(エ) 勤務環境改善

- ・院内保育所の運営

(オ) 次代を担う医療スタッフの育成

- ・職員教育体制の充実
- ・内部研修の充実と外部研修への積極的な参加

エ. 地域医療への貢献

(ア) 他医療機関等との連携と役割分担

(イ) 医師不足地域への応援医師派遣

(ウ) 県内で施行されていない乳房再建手術や肥満手術の実施

(エ) 特定行為看護師の養成

(オ) 予防接種センターからの情報提供とワクチン接種

(カ) 小児外科の開設

なお、病床数及び予想患者数は次表のとおりである。

令和２年度予想患者数

区 分	一 般	救命救急	周 産 期	神 経 病	合 計
病 床 数	344 床	50 床	56 床	30 床	480 床
入院患者数	106,974 人	13,209 人	11,628 人	9,837 人	141,648 人
(一日平均)	293 人	36 人	32 人	27 人	388 人
外来患者数	174,077 人	11,955 人			186,032 人
(一日平均)	719 人	49 人			769 人

9. 血液事業（秋田県赤十字血液センター）

秋田県内で必要とする安全な輸血用血液製剤を安定的に供給するとともに、血漿分画製剤の国内自給の達成に向けて、秋田県に割り当てられた献血者数 38,775 人を確保する。このため、県・市町村並びに関係団体と緊密な連携を保ち、献血思想の普及及び献血協力団体の拡充を図り、400mL 献血・成分献血の推進強化を図る。

(1) 献血目標 献血者 38,775 人 献血量 17,157 L

献血種類別献血目標 (単位：人)

200m L 献血	732
400m L 献血	24,567
成 分 献 血	13,476
計	38,775

受入施設別献血目標

(単位：人)

区分	200m L 献血	400m L 献血	成分献血	計
献血バス	568	19,067		19,635
血液センター	17	1,760	5,657	7,434
中通出張所	147	3,740	7,819	11,706
計	732	24,567	13,476	38,775

(2) 供給目標 (200m L 換算)

血液製剤別供給目標

(単位：本)

赤血球製剤	50,100
血漿製剤	11,150
血小板製剤	79,680
計	140,930

※「単位」は 200m L 献血由来換算

(3) 血漿分画製剤原料血漿確保割当量の確保

日本赤十字社東北ブロック血液センターから割り当てられた原料血漿 11,475 L の確保に努める。

(4) 街頭献血キャンペーンの実施

地域で開催される各種イベントや、集客数の多いショッピングセンター等の会場において、街頭献血キャンペーンを実施し、必要な献血者を確保する。

(5) 献血講話による献血思想の普及と啓発

秋田県内の学校や各団体を対象に献血講話を実施し、献血思想の普及と啓発に努める。

(6) 複数回献血者の推進

複数回献血クラブ（ラブラッド）会員及び献血登録者に対して献血協力依頼や情報提供を積極的に行い、複数回献血者の推進に努める。

10. 社会福祉事業(秋田赤十字乳児院)

県内唯一の乳児院であり、社会的養護を必要としている入所児の状況は、被虐待児・病虚弱児・障害児・発達に問題を抱えている子どもたちが多くを占めている。

平成29年4月に改正児童福祉法が施行となり、同年8月には厚生労働省から「新しい社会的養育ビジョン」が公表され、これまでの施設養育中心から家庭的養育中心へと強く推進していく姿勢が示されている。また、そのビジョンを達成するため、厚生労働省から令和元年度中に各都道府県における社会的養育推進計画の策定が指示されており、秋田県においても令和2年2月には同計画が策定される見込みである。

そのような中、当乳児院の収入はそのほとんどが公費（措置費）であり、入所児童数及び年度毎に認定される施設定員数（措置費上）に比例して支給されるため、収入は減少していく見

込みである。そのため、今後将来施設運営の難しさを抱えているが、子どもたちの健やかな育ちのため、次の事業に取り組んでいく。

- (1) 養育単位を小規模化し家庭的環境を推進する。また、被虐待児・病児・障害児へ対応ができる専門的ケアの充実、養育の質の向上・確保により、子どもの権利擁護と最善の利益を保障する養育に取り組む。
- (2) 虐待事案や精神疾患を持つ親も増えているが、家庭復帰に向けて、家庭支援専門相談員を中心とした保護者支援（養育力向上など）、また、心理療法担当職員を中心とした心理的ケアの充実を図る。
- (3) 県内における里親制度を推進するためフォスタリング機関（里親養育包括支援機関）として、次の事業を実施しながら、里親支援専門相談員を中心に入所児童の里親委託を推進する。
 - ア．里親研修「ひだまり」（サロン・研修）
 - イ．里親トレーニング事業
 - ウ．里親制度普及促進事業
 - エ．里親訪問等支援事業
- (4) 虐待防止および次世代育成のため、乳児院を地域に開放するとともに、保有する資源を最大限に活用した子育て支援事業等を次のとおり実施する。
 - ア．電話相談「赤ちゃんほっとダイヤル」
 - イ．ショートステイ
 - ウ．デイケア
 - エ．プレママサロン（育児体験教室）
 - オ．育児サークル「愛あいクラブ」
 - カ．ボランティアの受入れ
 - キ．実習生の受入れ（保育士、看護師、栄養士等）

11. 評議員会の開催・監査等の実施

- (1) 支部、病院、血液センター、乳児院の予算・決算及び事業計画等重要事項の審議のため、評議員会を年2回開催する。
- (2) 支部、病院、乳児院の事務・事業の適正化と効率性を確保するため、次により監査等を実施する。
 - ア．支部監査委員による監査 1回
 - イ．本社職員による指導監査 適宜

会員数（協力会員含む）・活動資金額の目標数

地区・分区名	会 員 数（名）	活動資金額（円）
秋 田 市	18,032	26,551,000
能 代 市	7,650	7,162,600
横 手 市	17,158	14,298,100
大 館 市	10,751	8,878,700
男 鹿 市	9,053	6,627,800
湯 沢 市	13,897	7,014,600
鹿 角 市	8,923	4,868,000
由 利 本 荘 市	18,853	14,731,800
潟 上 市	5,178	4,432,800
大 仙 市	20,231	15,440,000
北 秋 田 市	8,892	7,022,700
仙 北 市	7,545	5,388,500
に か ほ 市	7,321	5,785,400
小 坂 町	1,883	1,306,900
上 小 阿 仁 村	752	620,500
藤 里 町	1,145	860,500
三 種 町	4,932	4,254,300
八 峰 町	2,586	1,815,200
五 城 目 町	3,196	2,571,200
八 郎 潟 町	1,897	1,452,000
井 川 町	1,416	1,051,300
大 潟 村	802	639,200
美 郷 町	5,059	4,985,400
羽 後 町	4,100	2,863,700
東 成 瀬 村	765	744,100
計	182,017	151,366,300

視 聴 覚 教 材 一 覧

1. DVD

名 称	所要時間	製作年度	備 考
別れの乳房～97歳赤十字従軍看護婦の証言	45	R1年	赤十字思想の成り立ちと戦時救護として戦地に赴いた看護師の体験談など (CNA制作)
赤十字この一年2018年度	16	R1年	当年度における国内外活動
もうひとつの終戦 ～今なお受け継がれる看護婦魂～	30×4話	H30年	赤十字思想の成り立ちと戦時救護として戦地に赴いた看護師の体験談など (CNA制作番組)
皇后さま最後の全国赤十字大会	5	H30年	名誉総裁皇后陛下の最後のご臨席となった全国赤十字大会の様子
PANORAMA 世界におけるICRCの活動	13	H25年	赤十字国際委員会 (ICRC) の活動紹介
赤十字の成り立ちと活動	5	H25年	赤十字の成り立ちを簡潔に紹介する内容
ダブルスカイ	48	H24年	献血推進映画
東日本から18ヵ月 福島 二回目の夏 ～未来を担う子供と共に～	7	H24年	福島県における東日本大震災からの復興に関する内容
赤十字とは何か その教育の原点を問う	23	H24年	石巻赤十字看護専門学校の震災発生日の記録
東日本大震災から1年～被災者と共に希望を～	7	H24年	東日本大震災から1年経過しての日赤の活動に関する内容
石巻赤十字病院 東日本大震災初動の記録	15	H23年	宮城県、石巻赤十字病院の震災発生日の記録
東日本大震災 ～被災地での40日間～	14	H23年	東日本大震災における日赤の活動に関する内容 (5月作製)
赤十字は被災者の近くに	14	H23年	東日本大震災における日赤の活動に関する内容 (4月作製)
市原悦子・佐井村を行く ～仁愛の医師 三上剛太郎を訪ねて～	23	H23年	市原悦子さんが青森県佐井村、三上剛太郎を紹介
八月の二重奏	45	H22年	日赤が企画した初の献血推進映画
ミャンマー・サイクロン 中国大地震 ～緊急救援から復興支援へ～	9	H21年	両国の緊急救援活動から現在の復興支援活動を紹介
密着！災害救護訓練 ～赤十字のネットワークと機動力～	27	H21年	山形県で行われた災害救護訓練の模様。秋田県支部救護班に密着を当てたものになっております。
明日を信じて～日本赤十字社スマトラ島沖地震・津波災害復興支援5年間の軌跡～	25	H21年	スマトラ島沖地震・津波災害から5年間の活動を紹介
ハイチ大地震救援活動 ～国際赤十字の一員として～	5	H21年	ハイチ大地震での救援活動を紹介
スマトラ島沖地震・津波災害復興支援事業 ～4年目を迎えた復興への取り組み～	9	H20年	被災4年目を迎えた復興への取り組み
ジンバブエ・コレラ救援活動	6	H20年	ジンバブエでのコレラ救援活動を紹介
能登半島地震災害救護活動	8	H19年	能登半島地震災害における救護活動
スマトラ島沖地震・津波災害復興支援事業	16	H19年	被災3年目を迎えた現地の様子、復興支援事業の進捗状況や取り組みについて (VHSも保有)
ジャワ島中部地震災害救援活動	20	H18年	スマトラ島沖地震・津波災害からの復旧にかかる救護活動
災害で苦しむひとのために	13	H18年	パキスタン北部地震災害救援・復興支援 (VHSも保有)
一人ひとりの命のために	20	H17年	新潟県中越地震とスマトラ島沖地震・津波災害における救援活動

2. 赤十字事業パネル

20枚組 内容 (赤十字の誕生・日本赤十字社の誕生・赤十字の基本原則・赤十字マークの意味・赤十字国際委員会と国際赤十字、赤新月社連盟・会員制度・災害救護活動・赤十字奉仕団・看護師養成・国際活動・医療事業・血液事業・青少年赤十字・乳児院の運営・救急法・水上安全法・雪上安全法・健康生活支援講習・幼児安全法)

3. 災害救護活動記録パネル

東日本大震災、平成28年熊本地震災害、平成30年7月豪雨災害、平成30年北海道胆振東部地震災害における活動の記録 (日赤救護活動写真、被災地状況写真、奉仕団活動写真等)

4. 「私たちは、忘れない。」PR用写真パネル

防災セミナー及び赤十字講習一覧

A 防災セミナー

災害に対する意識や発生時における対処方法、応急手当の知識・技術の地域住民への普及を目的としたプログラム

A-1	炊き出し訓練	A-4	災害エスノグラフィ※
A-2	災害時の豆知識	A-5	災害図上訓練 (DIG)
A-3	避難所で役立つ知識と技術	※エスノグラフィとは、大規模災害の被災者の経験談を読み物として、災害を追体験するもの。	

B 救急法

心肺蘇生やAEDの使用法を含む一次救命処置・包帯法や固定法・搬送法など、医療を受ける前の正しい救命・応急手当と事故防止の知識の習得を目的としたプログラム

B-1	心肺蘇生とAED	B-4	骨折の手当
B-2	のどに物が詰まったら	B-5	けがをした人の搬送
B-3	きずの手当	B-6	止血の仕方

C 水上安全法

溺れた人の救助法・心肺蘇生及び水の事故を防ぐための知識や技術の習得を目的としたプログラム

C-1	海・川・プールの水の事故	C-3	着衣泳
C-2	監視のポイント	C-4	事故が起きたら

D 幼児安全法

子供の成長と発達・事故と病気・看病の仕方・心肺蘇生・AEDを用いた除細動・気道異物除去など救命・応急手当の知識と技術の習得を目的としたプログラム

D-1	子どもの心肺蘇生とAED	D-3	子どもの病気と看病の仕方
D-2	子どもの事故と応急手当		

E 健康生活支援講習

健康増進・介護予防に関する内容、地域で行う高齢者支援活動に関する内容及び家庭内で行う介護に関する知識や技術の習得を目的としたプログラム

E-1	高齢者の健康と安全	E-4	地域で支える認知症
E-2	ボランティア活動に役立つ知識と技術	E-5	癒しのハンドケア・リラクゼーション
E-3	日常生活における介護のポイント		

自治会や町内会、幼稚園～高校、赤十字協力企業や団体、献血にご協力いただいている企業・団体では、原則無料で実施します。

要望に応じて、複数のプログラムを組み合わせることもできます。

組み合わせ例

- 町内会での防災講座 → 【A-1】炊き出し + 【B-3】きずの手当
- 学校・PTA → 【B-1】心肺蘇生とAED + 【D-3】着衣泳

日本赤十字社の使命

わたしたちは、
苦しんでいる人を救いたいという思いを結集し、
いかなる状況下でも、
人間のいのちと健康、尊厳を守ります。

わたしたちの基本原則

わたしたちは、世界中の赤十字が共有する7つの基本原則にしたがって行動します。

- 人 道：人間のいのちと健康、尊厳を守るため、苦痛の予防と軽減に努めます。
- 公 平：いかなる差別もせず、最も助けが必要な人を優先します。
- 中 立：すべての人の信頼を得て活動するため、いっさいの争いに加わりません。
- 独 立：国や他の援助機関の人道活動に協力しますが、赤十字としての自主性を保ちます。
- 奉 仕：利益を求めず、人を救うため、自発的に行動します。
- 単 一：国内で唯一の赤十字社として、すべての人に開かれた活動を進めます。
- 世界性：世界に広がる赤十字のネットワークを生かし、互いの力を合わせて行動します。

わたしたちの決意

わたしたちは、赤十字運動の担い手として、
人道の実現のために、
利己心と闘い、無関心に陥ることなく、
人の痛みや苦しみに目を向け、
常に想像力をもって行動します。